

第8章 計画の推進・評価

第1節 計画の推進

計画の推進

この計画は、地域の最も重要な社会基盤の1つである医療提供体制の確保に向けて、県や市町村などの行政、医療提供者、関係団体及び県民が、ともに考え、ともに行動するための基本的な指針として策定するものです。

計画の着実な推進を図り、県民の誰もが安全で質の高い保健医療サービスを受けることができる環境を整備するためには、それぞれの主体がお互いの役割を認識しながら、協働して計画の推進に取り組むことが必要です。

行政の役割

(1) 県の役割

ア 県は、この計画について、市町村をはじめ県内の関係者や県民に対して周知を図るとともに、進捗状況について毎年度、群馬県保健医療対策協議会などに報告を行うなど、施策の実施状況について必要な協議を行います。

イ また、市町村の役割を踏まえた上で、市町村と保健医療サービスの提供者等の調整役として、地域包括ケアシステムの構築が促進されるよう必要な支援を行うとともに、県全域における施策について主体的に取り組んでいきます。

ウ 特に医療分野においては、市町村の圏域などを越えて広域的・専門的な観点から施策を展開することで、効率的・効果的なサービス提供が可能となる事業もあることから、これらの取組については県がその役割を担います。

また、外国籍県民が安心して医療・保健サービスを受けられるようコミュニケーションの円滑化を支援するメディカルインタープリター（医療通訳ボランティア）登録・派遣事業や、医療機関の負担軽減を図ることで外国人の不慮の疾病に対する緊急的な医療の確保に資する外国人未払医療費対策事業など、引き続き実施していきます。

エ 二次保健医療圏ごとに市町村や医療提供者、関係団体、住民代表などで構成している地域保健医療対策協議会等において、広く意見を聞きながら、急性期から慢性期などを経て在宅等での医療や介護サービスに至るまで、切れ目のない連携体制の構築に向け、地域の実情に応じた取組を進めます。

オ このほか、医師の地域偏在・診療科偏在をはじめ、全国的な課題であって国が所管する施策については、国に対し、地域の実情を踏まえて必要な対応を行うよう求めていきます。

(2) 市町村の役割

ア 住民の日常生活を支える健康づくりの推進や疾病の予防、軽易な傷病の対応、介護サービスや障害福祉サービスの実施など、保健や医療、介護等の提供に当たって、住民の日常生活に身近な市町村が、地域の実情に応じた提供体制を構築することが必要です。

イ 特に、病気や障害等があっても、できる限り住み慣れた地域で生活を送ることができる地域包括ケアシステムを構築するためには、介護保険サービスだけでなく、保健・医療・福祉の専門職、ボランティアなどの様々な資源を活用し、見守りなどの日常生活支援や介護予防の取組、在宅医療・介護連携の推進などが必要で、住民に身近な市

町村が地域の実情に応じた取組を進めることが求められます。

- ウ このほか、初期・二次救急の医療提供体制の確保や母子保健、在宅療養に関する取組などは市町村が中心となって取り組んでおり、今後も、地域住民のニーズに的確に応え、地域の特性と実情に応じた取組を展開していくことが、これまで以上に求められます。

医療提供者の役割

(1) 医療機関の役割

- ア 医療の高度化・専門化など、疾病の発症から在宅療養に至るまでを1つの医療機関で対応することが難しくなっています。

将来にわたり、地域の限られた医療資源を維持する観点からも、急性期など濃厚な治療を必要とする時期と、回復期や維持期などリハビリテーションや定期的な検査・指導等を必要とする時期などで、複数の医療機関等により効率的に医療を提供し、切れ目のない医療サービスを提供することも求められています。

- イ このようなことから、それぞれの医療機関には自らの医療機能や地域医療に果たす役割をできる限り明確にして、分かりやすく県民や地域に発信し、医療機関同士の連携をより一層深めたり、治療途中で転院等をする患者の不安軽減につなげることが求められています。

- ウ また、医師等の医療従事者は、自らの資質の向上に努め、それぞれの専門性を発揮しながら協力してチーム医療を推進していくことはもとより、地域における医療や介護の連携にも積極的に協力する姿勢が求められます。

(2) 関係団体の役割

- ア 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会をはじめとする医療関係団体は、群馬県保健医療対策協議会などに参画するとともに、医療連携体制や地域包括ケアシステムの構築などをはじめ、計画の推進に協力しています。

- イ 引き続き、医療提供者や市町村、県などの関係者と協力し、県民のために一体となって、適切な医療サービスを提供する体制の整備に努めるとともに、県民等に対して必要な情報の提供や適切な受診等に関する普及啓発を行うことなどが求められます。

保険者の役割

- ア 近年、国民医療費が国民所得の伸びを上回る勢いで増加しており、特に、がんや糖尿病、循環器系疾患など、いわゆる生活習慣病に起因する疾病が医療費の増加の主要因と指摘されています。

- イ 県民が健康で自立した生活をより長く送ることができるようにするとともに、医療費を適正な水準に保ち、誰もが安心できる国民皆保険制度の維持につなげていくためにも、生活習慣病の発症や重症化を予防することが重要となります。

- ウ 保険者は、40歳から74歳までの加入者に対し、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

本県の特定健康診査の実施率、及び特定保健指導の実施率は、全国平均を下回っており、保険者には引き続き、特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率の向上を図る取組が求められます。

エ このほか、保険者は、県の医療費適正化計画の推進に協力し、加入者に対し、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用や医療機関等の適切な受診に関する啓発などを行います。

県民の役割

ア がんや糖尿病をはじめとする生活習慣病が増加する中で、まずは予防の観点から、食生活や運動などのライフスタイルを見つめて改善を図るとともに、積極的に健康診断を受診するなど、家族やより充実した人生のため自らの健康の保持増進に努めることが必要です。

イ 医療機関を受診する場合には、「群馬県統合型医療情報システム」や「小児救急電話相談（#8000）」などの情報を活用して受診行動に反映させたり、身近なかかりつけ医に相談し、症状に応じた医療機関を受診するといった姿勢も欠かせません。

ウ また、歯と口腔の健康は、食べる・話すといった日常生活に欠かせないもので、さらに歯周病の予防や治療を行うことが、生活習慣病や感染症の対策につながるということもいわれており、かかりつけの歯科診療所を持つことも大切です。

エ かかりつけ薬局を持つことも重要です。1つの薬局を「かかりつけ」とすることで、医薬品によるより有効な治療が行えるようになります。また、お薬手帳を持つことで、医薬品の情報を一元的に管理することができるようになります。

オ その他、限りある医療資源を持続可能なものにするためにも救急車を適正に利用したり、自治会などの地縁活動やボランティア活動などに参加し、自発的に介護予防や健康増進に取り組むことなど住民同士が相互に支えあうことが必要となっています。私たち県民一人ひとりが、保健医療サービスの単なる受け手ではなく、利用者・費用負担者として、自らの健康には自らが責任をもつという自覚を持って、保健や医療サービスに対して主体的かつ積極的に関わることが、これまで以上に求められています。

【「かかりつけ医」をお持ちですか？】

- かかりつけ医とは、日ごろの健康管理や体の変化などを気軽に相談したり、初期の治療をしてくれる、身近なお医者さん（主治医）のことです。
- かかりつけ医を持つことで、以下のようなメリットがあります。
 - ・ 入院や検査などが必要な場合、適切な病院や診療科などを紹介してもらえる
 - ・ 病状・病歴、健康状態、体質や生活習慣などを把握しているので、もしもの時にも素早い対応をしてくれる
 - ・ 日常の健康管理や食事面などの相談に応じたり、アドバイスをしてもらえる
- なお、ご自宅やお勤め先の近くでかかりつけとなる診療所（医科・歯科）や薬局などを探すときには「群馬県統合型医療システム」をご活用ください。

第2節 計画の評価

1 進行管理

この計画の進捗状況については、県の事業評価の取組に併せて、数値目標の年次推移や施策の取組状況を確認し、群馬県保健医療対策協議会や疾病・事業ごとの専門部会等に報告するなど、毎年度、評価・検証を行います。

また、各保健医療圏ごとに設置する、各地域保健医療対策協議会等の場においても情報を共有しながら、評価・検証を行います。

なお、施策を着実に推進するため、いわゆる“PDCA サイクル”（計画（Plan）－実行（Do）－評価（Check）－改善（Act））の実施を通じて、計画の進行管理を行います。

2 進捗状況及び評価結果の周知

この計画の進捗状況や評価・検証の結果については、県のホームページ等において公表するとともに、この計画の推進に反映します。

第3節 計画の変更等

この計画の期間（6年）に関わらず、計画の進捗状況の評価の結果などを踏まえ、施策全般の見直しの必要があると認められるときは計画の見直しを行うこととします。

また、在宅医療その他必要な事項については、計画期間の中間（3年）において見直しを行い、必要がある場合に計画の一部変更を行います。

なお、計画の推進に当たっては、関連する他の県計画と連携を図るとともに、保健医療を取り巻く社会・経済環境の変化等に機敏に対応するため、より効果的・効率的な施策展開に努めます。

